

平成21年12月第6回八街市議会定例会会議録（第6号）

1. 開議 平成21年12月18日 午前10時15分

1. 出席議員は次のとおり

1番 桜田 秀雄  
2番 林 修三  
3番 山口 孝弘  
4番 小高 良則  
5番 湯浅 祐徳  
6番 川上 雄次  
7番 中田 眞司  
8番 古場 正春  
9番 林 政男  
10番 横田 義和  
11番 鯨井 眞佐子  
12番 加藤 弘  
13番 古川 宏史  
14番 山本 邦男  
15番 山本 義一  
16番 京増 藤江  
17番 右山 正美  
18番 小澤 定明  
19番 京増 良男  
20番 丸山 わき子  
21番 新宅 雅子  
22番 北村 新司

1. 欠席議員は次のとおり

なし

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

市	長	長谷川 健一
副	市長	高橋 一夫
教	育長	川島 澄男
総	務部長	浅羽 芳明
市	民部長	小倉 裕

経 済 環 境 部 長	森 井 辰 夫
建 設 部 長	並 木 敏
会 計 管 理 者	越 川 みね子
教育委員会教育次長	尾 高 幸 子
農業委員会事務局長	藤 崎 康 雄
監 査 委 員 事 務 局 長	江 澤 弘 次
選挙管理委員会事務局長	長谷川 淳 一
財 政 課 長	加 藤 多 久 美
水 道 課 長	醍 醐 文 一
国 保 年 金 課 長	石 毛 勝
介 護 保 険 課 長	醍 醐 真 人
下 水 道 課 長	吉 田 一 郎
学校給食センター所長	石 井 勲
総 務 課 長	長谷川 淳 一
厚 生 課 長	藏 村 隆 雄
農 政 課 長	加 瀬 芳 之
道 路 河 川 課 長	勝 股 利 夫
庶 務 課 長	河 野 政 弘

.....

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	今 井 誠 治
主 査	鯨 岡 修 子
主 査	小 川 正 一
主 査 補	吉 田 美 恵 子
主 任 主 事	栗 原 孝 治

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第6号）

平成21年12月18日（金）午前10時開議

日程第1 発議案の上程  
 発議案第14号  
 提案理由の説明  
 委員会付託省略、質疑、討論、採決

日程第2 請願の上程  
 請願第21-2号  
 紹介議員の説明

- 委員会付託省略、発言、討論、採決
- 日程第3 議案第2号から議案第17号  
委員長報告、質疑、討論、採決
- 追加日程第1 議案の上程  
議案第19号  
提案理由の説明  
委員会付託省略、質疑、討論、採決
- 追加日程第2 山本義一議員の議員辞職の件
- 追加日程第3 佐倉市八街市酒々井町消防組合議会議員の選挙
- 追加日程第4 議会運営委員会委員の選任

### ○議長（北村新司君）

ただいまの出席議員は22名です。したがって、本日の会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

最初に、各常任委員長から付託事件の審査報告書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、議案第5号について、付議案正誤表が提出されましたので、これを配付しておきました。

以上で報告を終わります。

長谷川市長から発言を求められていますので、これを許します。

### ○市長（長谷川健一君）

本定例会において同意をいただき、教育委員会委員に任命いたしました川島澄男氏が教育委員会において、今月14日付で教育長に選任されましたので、ご紹介をいたします。

### ○教育長（川島澄男君）

ただいま市長よりご紹介いただきました、川島澄男でございます。

八街市の市民憲章の具現化のため、教育行政として努力をいたす所存でございます。議員の皆様方の力強いご支援、ご指導を賜りますよう、お願い申し上げます。よろしくお願いたします。

### ○議長（北村新司君）

日程第1、発議案の上程を行います。

発議案第14号の提案理由の説明を求めます。

### ○鯨井眞佐子君

発議案第14号、無料低額宿泊所に対する法的整備を求める意見書の提出について。

上記の議案を次のとおり、八街市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成21年12月18日提出。

八街市議会議長、北村新司様。

提出者、八街市議会議員、鯨井眞佐子。

賛成者、八街市議会議員、山本邦男議員、同じく京増良男議員、同じく右山正美議員、同じく山本義一議員、同じく古川宏史議員、同じく横田義和議員、同じく林政男議員。

それでは、本文の朗読をもって説明とかえさせていただきます。

無料低額宿泊所に対する法的整備を求める意見書（案）。

無料低額宿泊所は、社会福祉法第2条第3項第8号に規定する生計困難者のために、無料、または低額な料金で簡易住宅を貸し付け、または宿泊所、その他の施設を利用させる事業として、第2種社会福祉事業に位置付けられており、いわゆるホームレス等の居場所の居どころのない人々に対する最後のセーフティーネットとして、社会保障の面からも重要な社会福

祉事業であると認識している。

しかしながら、当該施設については、事業開始後1カ月以内に経営者の名称及び主たる事業所の所在地、事業の種類、内容等を届け出なければならないとされている一方で、施設整備及び運営に関する最低基準等の具体的な定めがなく、また、届出制であることから、どのような団体や個人でも比較的容易に開設することが可能であり、福祉的精神からではなく、営利目的で開設し、利用者に劣悪な居住環境を強いたり、近隣住民等とのトラブルが発生するなど、必ずしも社会福祉事業として適正に運営していない事業所があるのも事実であり、そういった事業所による組織的な生活保護費搾取事件が発生するなどの問題も生じている。

よって、本市議会は、国に対し当該施設に対する規制及び指導を施行あるものとするため、定員や施設構造及び運営に関する具体的基準を定めるとともに、現行の届出制を許可制に改めることなどの法的整備を行うよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月。

八街市議会議長、北村新司。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣あて。

以上でございます。皆様方のご賛同、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（北村新司君）**

お諮りします。ただいま議題となっています発議案第14号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（北村新司君）**

ご異議なしと認めます。

発議案第14号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、発議案第14号に対しての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（北村新司君）**

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから、討論を行います。

発議案第14号についての討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（北村新司君）**

討論がなければ、これで発議案第14号の討論を終了します。

これから、採決を行います。

発議案第14号、無料低額宿泊所に対する法的整備を求める意見書の提出についてを採決

します。

この発議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

#### ○議長（北村新司君）

起立全員です。発議案第14号は、原案のとおり可決されました。

日程第2、請願の上程を行います。

請願第21-2号の紹介議員の説明を求めます。

#### ○鯨井眞佐子君

請願第21-2号、平成21年12月18日、無料低額宿泊所に対する市独自のガイドライン策定を求める請願。

請願者、八街市八街へ199-45、六区区長、鶴澤偉雄。八街市八街ほ1044-15、六区区長代理、小林良光。八街市八街へ199-127、六区区長代理、篠宮和夫。

紹介議員、鯨井眞佐子。

それでは、請願の内容に移らせていただきます。

無料低額宿泊所に対する市独自のガイドライン策定を求める請願。

請願趣旨。

生計困窮者の自立支援を目的に、無料または低額で提供される一時的な住まいである無料低額宿泊所(また類似する共同生活施設)は、日本経済の悪化とともに年々増加の一途を辿っています。しかしながら、当該施設については、設備や運営に関して法令による定めがなく、地域住民への十分な説明がないままに開設されることがあるため、地域住民は先行きが不透明であることに不安を感じ、そのため当該施設との摩擦が発生する事例も見られます。六区においても、平成20年11月に事業主と協定を結び、高齢者自立施設の受け入れを致しましたが、地域住民の不安はつきません。

また、最近では、このような施設の事業者が市外から生計困窮者を連れてきて、生活保護費の申請をさせ、部屋を提供する代わりに、生活保護費を管理・徴収し、家賃と称し、その大半を天引きするといったことが、マスコミ報道でも問題視されています。

こういった問題は、本来の生活保護行政の適正な執行を阻害するばかりでなく、税でまかなわれている生活保護費が一部の宿泊事業実施者の利益につながり、これが新たな施設開設を誘発しているといっても過言ではなく、今後、子どもたちや女性、お年寄りの方々が安心して過ごせる地域の環境づくりを考えるうえで、決して無視することができる問題ではありません。八街市では、当該施設の事業者に対して、千葉県ガイドラインに従って、適切に運営を行うよう指導していると伺っていますが、それだけでは十分とはいえません。他の自治体では、平成15年に国から示された「無料低額宿泊所の設備、運営等に関する指針」に基づき独自のガイドラインを制定し、事業者に対し、指導を行っています。無料低額宿泊所に対する規制及び指導を強化するためには、八街市独自のガイドラインを早期に策定する必要があります。

以上の趣旨により、下記事項について地方自治法第124条の規定により、お願いいたします。

請願事項。

1. 無料低額宿泊所に対する市独自のガイドラインを策定すること。
2. ガイドラインのなかに地域住民への事前説明の義務及び協議の場を盛り込むこと。

平成21年12月18日。

八街市議会議長、北村新司様。

以上でございます。

**○議長（北村新司君）**

お諮りします。ただいま議題となっております請願第21-2号は、会議規則第138条第1項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（北村新司君）**

ご異議なしと認めます。

請願第21-2号は、委員会付託を省略することに決定しました。

議員の皆様に申し上げます。

これから、意見等の交換を行いますが、請願は性質上、執行部は直接の当事者ではありません。願意について、行政の内容や現状の説明を求めることはできますが、願意の是非について執行部を問いただすような発言は禁止いたしますので、よろしく願います。

この請願について、意見等ある議員は発言を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（北村新司君）**

発言がなければ、これから、討論を行います。

請願第21-2号について、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（北村新司君）**

討論がなければ、これで請願第21-2号の討論を終了します。

これから、請願第21-2号、無料低額宿泊所に対する市独自のガイドライン策定を求める請願を採決します。

この請願を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

**○議長（北村新司君）**

起立全員です。請願第21-2号は、採決と決定しました。

日程第3、議案第2号から議案第17号を一括議題とします。

各常任委員長の報告を求めます。

最初に、総務常任委員長、林政男議員。

## ○林 政男君

総務常任委員長の林でございます。

それでは、先般、総務常任委員会に付託されました、案件4件につきまして、去る12月10日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その結果報告をいたします。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。若干審査内容についてご報告申し上げます。

議案第2号は、八街市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、平成20年に人事院において、民間企業の所定労働時間との均衡を図る観点から、職員の勤務時間を1日当たり7時間45分、1週間当たり38時間45分に改定するよう勧告がありました。国や県においては既に実施していること、近隣においても本年度中に実施する自治体が増えていること、職員の仕事と生活の調和にも寄与することから、本市においても平成22年度から勤務時間を変更しようとするものです。

審査の過程において委員から、「民間企業の所定労働時間との均衡を図るため、勤務時間を短縮するのはもっともであるが、休憩時間を削って仕事をしている職員もいる。職員の休憩時間は保障されているのか伺う。」という質疑に対して、「窓口を担当している課の職員については、お昼の休憩時間等も窓口対応をしています。交代制勤務としており、お昼の前後1時間で休憩をとるようにしています。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第3号は、八街市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、職員の勤務時間変更に伴い、特別の形態によって勤務する必要のある職員が育児短時間勤務等をする場合の勤務時間について規定するのが主な改正です。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第4号は、八街市職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、職員の勤務時間変更に伴い、修学部分休業を取得する場合の上限時間について、週20時間としていたものを1週間当たりの勤務時間の2分の1を超えない範囲とするのが主な改正です。

審査の過程において委員から、「修学部分休業を申請している職員はいるのか伺う。また、改正することにより、修学部分休業の申請者は増えると考えているのか伺う。」という質疑に対して、「現在、修学部分休業を申請している職員はいません。また、改正による修学部分休業の申請者の可能性について判断することは難しいのですが、申請があれば、その都度許可をしていきたいと考えており、また、取得の単位を5分単位に改正することにより、有利に修学部分休業がとれるようになるものと考えています。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第11号は、平成21年度八街市一般会計補正予算中歳入全款、歳出1款議会費、3項を除く2款総務費、4款衛生費の内1項7目、8款消防費、11款公債費、第2表債務負担行為補正の内「庁舎受付案内、電話交換業務」、「庁舎清掃業務」、「児童・生徒用交通安全消耗品購入」、第3表地方債補正です。

審査の過程において委員から、「総体的に一般職給料が減額している場合においても、共済組合負担金は増額しているが、その理由を伺う。」という質疑に対して、「共済組合負担金の負担率については、共済組合において積算して決定されています。平成21年度においては、長期共済組合負担金の負担率が1千分の92.875から1千分の95.0875に改正されたことに伴いまして、共済組合負担金が増額となりました。」という答弁がありました。

次に「債務負担行為補正のうち、庁舎受付案内、電話交換業務、庁舎清掃業務について、どういった入札方法を予定しているのか伺う。」という質疑に対して、「6社による指名競争入札を予定しています。」という答弁がありました。

次に「債務負担行為補正のうち、児童・生徒用交通安全消耗品購入について、内容の詳細を伺う。」という質疑に対して、「毎年、入学する児童・生徒に対して配付している交通安全消耗品です。平成21年度に配付した実績で申し上げますと、自転車通学用ヘルメットが739個、中学生全員に付けていただいている腕章が1千24枚、小学生の班登校の班長に渡している横断旗が404本でした。なお、平成22年度の要望個数については各学校に調査依頼をしております。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

以上、総務常任委員会に付託されました、案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。

何とぞ、当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますよう、お願いいたしまして委員長報告を終わります。

#### ○議長（北村新司君）

次に、文教福祉常任委員長、川上雄次議員。

#### ○川上雄次君

それでは、文教福祉常任委員会に付託されました、案件7件につきまして、去る12月11日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。若干審査内容についてご報告申し上げます。

議案第8号は、小中学校地デジ対応デジタルテレビ購入についてです。

これは、テレビ放送の地上波デジタル化に伴い、小中学校の普通教室及び特別支援教室に設置するデジタルテレビの購入について、契約の相手方との仮契約が整いましたので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものです。

審査の過程において委員から、「入札には、地域経済活性化に配慮した方法等を考慮したのか伺う。」という質疑に対して、「今回の契約については、1千万円以上の契約となりますので、市の基本方針に従いまして、一般競争入札といたしました。その際に、分割発注も考えましたが、契約の相手方により仕様が各学校によって異なってしまうこと、また、契約によって単価が変わってしまうこと、これらの弊害を考慮した結果、一般競争入札で一括して購入という方針で行いました。ただし、できるだけ地元業者が参加できるような参加条件を設定いたしました。」という答弁がありました。

次に「今回の地デジ対応デジタルテレビ購入は小中学校のものについてだが、幼稚園のテレビの地デジ対応化について伺う。」という質疑に対して、「幼稚園につきましても、テレビはございますが、使用頻度が低いことから、新しくテレビを購入するのではなく、地デジチューナーを取り付けることにより、現在のテレビを引き続き使用していく予定です。ただし、それで対応できないような場合については、デジタル放送の移行に間に合うよう地デジ対応デジタルテレビの購入も考えております。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第9号は、小中学校校務用パーソナルコンピュータ購入についてです。

これは、教員が校務に使用し、児童・生徒がコンピュータやインターネット等で情報手段を活用、表現できる学習ができるよう、LAN接続並びにコンピュータ及び周辺機器の購入について、契約の相手方との仮契約が整いましたので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものです。

審査の過程において委員から、「小中学校の教員1名につき、1台ずつ校務用のパソコンを配付するということだが、教員自身がパソコンを活用する能力を持っていないと、効果がないと考える。そのことに対する対応策を伺う。」という質疑に対して、「2校に1名ずつ配置しているICT支援員にきめ細やかな指導をしていただく予定です。」という答弁がありました。

次に「教員1名につき1台ずつ校務用コンピュータを配付することにより、授業内容には、どのような効果が期待できるのか伺う。」という質疑に対して、「各教室にあるテレビとパソコンを接続することにより、インターネットを活用した演示ができるようになります。また、図書室やコンピュータ室へ行くことなく、いろいろな情報等を調べることができますので、先生から児童・生徒に直接、正確な情報を提供することができるようになります。」という答弁がありました。

次に「一般競争入札をするに当たって、どのような条件としたのか伺う。」という質疑に対して、「パソコンの仕様書を渡して、その中にパソコンの購入に当たっての仕様条件を提示しました。それにあわせて、入札参加の条件の1つといたしまして、過去、学校等にパソコンの納入実績のある会社と設定いたしました。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第11号は、平成21年度八街市一般会計補正予算中、歳出2款総務費の内3項、3

款民生費、4款衛生費の内1項1目から2目、9款教育費、第2表債務負担行為補正の内「老人福祉センター清掃業務」、「社会福祉施設警備業務」、「小中学校用務業務」、「小中学校消火器の賃借」、「小中学校・幼稚園警備業務」、「中央公民館清掃業務」、「中央公民館夜間管理業務」、「社会教育施設警備業務」、「図書館清掃業務」、「スポーツプラザ浄化槽維持管理業務」、「スポーツプラザ体育館清掃業務」、「スポーツプラザ警備業務」です。

審査の過程において、委員から、「今回の補正予算に経済悪化に対する対策が盛り込まれていないのがいかか。」という質疑に対して、「市では雇用対策として、臨時職員の雇用をしております。また、ハローワーク千葉で実施していますワンストップサービス事業に市職員及び社会福祉協議会の職員が出張して、生活保護相談、貸付相談等に参加してまいりました。こういった事業に参加することも市民の生活を守る方法の1つと考えております。」という答弁がありました。

次に「3款1項5目老人保健福祉費のうち、後期高齢者医療事業費について、後期高齢者医療定率市町村負担金が5千366万3千円計上されているが、この算出根拠について伺う。」という質疑に対して、「後期高齢者医療定率市町村負担金については、均等割10パーセント、総人口に対します人口割40パーセント、広域連合の中の後期高齢者数に対します割合50パーセントで算出されています。」という答弁がありました。

次に「3款3項2目扶助費について、1億5千330万円が計上されているが、その算出根拠について伺う。」という質疑に対して、「扶助費の補正額につきましては、平成21年度4月から9月までの上半期の生活保護世帯数の伸び率を108パーセントと算出しまして、その率をもとに下半期の扶助費を算出しました。」という答弁がありました。

次に「3款3項2目扶助費のうち、住宅扶助費について、現在無料低額宿泊所の問題が大きな話題となっている。1軒の家を借りるのと1部屋を借りるのとで、同額の住宅扶助費を支給するのは適切ではないと考えるが、見直しはできないのか伺う。」という質疑に対して、「住宅扶助費の金額設定については、生活保護制度の中で決まっており、制度の中において、居室面積に応じて住宅扶助費の細分化をすることは規定されていませんので、本市においても住宅扶助費の見直しについては難しいと考えています。」という答弁がありました。

次に「4款1項2目予防費のうち、新型インフルエンザワクチン接種費助成事業費について、助成対象者に対する接種費用金額の現物給付または償還払いにより助成するものとしているが、償還払いになるケースについて詳細を伺う。」という質疑に対して、「新型インフルエンザワクチン接種費助成事業については、助成対象者が市と契約をした医療機関に新型インフルエンザワクチン接種費用助成証明書を提出していただくことにより、無料で接種ができるというものです。償還払いについては、契約していない医療機関等で接種を受けたり、また、助成証明書の交付を受けずに実費で接種を受けた場合に、領収書と接種済証明書を提出していただくことにより、後日口座振り込みがされるという制度です。」という答弁がありました。

次に「9款2項3目学校建築費のうち、交進小学校校舎改築事業費について、設備の充実及び既存校舎の改修ということだが、詳細を伺う。」という質疑に対して、「設備の充実につきましては、各教室へのエアコンの設置及び、建築基準法にのっとり、体育館の窓を防火戸にしようとするものです。校舎改築につきましては、普通教室4教室分を新たに改築しようとするものです。鉄骨造2階建て、面積は全体で464平方メートルです。」という答弁がありました。

次に「交進小学校校舎改築事業が66.9パーセントと低入札価格で落札されたが、本市における低入札による問題に対する対策について伺う。」という質疑に対して、「総合評価の要綱を平成22年4月1日施行を目標に作成をする予定です。それと一体として、低入札価格の調査制度を設けることも検討していますが、現時点では、いつから制度を設けるとは申し上げられません。」という答弁がありました。

次に「9款3項1目学校管理費のうち、中学校施設整備事業費について、八街中学校グラウンド整備とのことだが、事業の詳細について伺う。」という質疑に対して、「八街中学校グラウンドの排水能力向上を目的に、浸透性U字溝を187メートル、集水枘を6カ所設置し、グラウンド全体の表面仕上げをしようとするものです。」という答弁がありました。

次に「小中学校の理科教育振興用備品購入費について、購入する主なものについて伺う。」という質疑に対して、「小学校においては、気体検知管二酸化炭素2EL、記録温度計、手回し発電機、電子天秤、送風機等、中学校においては、生物顕微鏡、電熱線、力の釣り合い実験機等の新学習指導要領に沿ったものを購入する予定です。」という答弁がありました。

次に「小中学校の就学援助費について、全国の受給率の平均は約12パーセントであるが、八街市においては児童・生徒合わせて430名、率にして約6パーセントと全国平均の受給率に比べ、半分と低いのがかか。」という質疑に対して、「学校だよりや小学校入学前の就学時健診等において、保護者に周知は図っております。また、給食費を未納している保護者や生活に困窮している保護者についても、今後、学校と連絡をとりながら、就学援助費についてお知らせしていきたいと考えております。」という答弁がありました。

次に「債務負担行為補正のうち、老人福祉センター清掃業務、中央公民館清掃業務、図書館清掃業務、スポーツプラザ体育館清掃業務について、業務内容の詳細について伺う。」という質疑に対して、「老人福祉センター清掃業務は、日常清掃業務として、月13回、作業時間は4時間です。定期清掃業務としては、床清掃が年2回、ガラス清掃、カーペットのスティーム洗浄、害虫防除を年1回行っております。中央公民館清掃業務は、日常清掃業務が午前6時30分から11時30分までを2名。午後12時30分から2時までを1名で行っております。日常清掃業務としましては、床清掃、トイレ清掃等、館外につきましては、敷地内の落ち葉清掃等です。定期清掃業務としては、ワックスがけを年6回、ガラス清掃、害虫防除を年1回行っております。図書館清掃業務は、日常清掃業務として、建物内及び建物の周辺区域の清掃をしております。業務時間は午前7時30分から午後4時30分で、年末年

始及び国民の祝日を除く火曜日から日曜日を午前中2名、午後1名の人数で行っております。定期清掃業務としては、タイル、石床の清掃を年3回、ガラス清掃を年2回、閉架書庫の清掃、屋上の清掃、害虫防除を年1回行っております。スポーツプラザ体育館清掃業務は、日常清掃業務として、朝7時30分から午後3時まで2名の方が、玄関、ラウンジ、廊下、階段、会議室、トイレ等を休館日を除き、毎日行っております。定期清掃としては、アリーナを含む床清掃、カーペット清掃、ガラス清掃を年1回行っております。」という答弁がありました。

次に「債務負担行為補正のうち、社会福祉施設警備業務及び社会教育施設警備業務について、具体的な施設名を伺う。」という質疑に対して、「社会福祉施設警備業務に係わる施設は、老人福祉センター、南部老人憩いの家、福祉作業所、つくし園の4施設です。社会教育施設警備業務に係わる施設は、中央公民館、図書館、郷土資料館の3施設です。」という答弁がありました。

次に「警備業務の内容について伺う。また、各施設により委託料の限度額が大きく違う理由について伺う。」という質疑に対して、「機械警備業務が主なものですが、侵入者等の発報があった際には、警備員が現場に急行し、警察への連絡、調整、報告等をしていただくものです。各施設の委託料の限度額が違う理由につきましては、委託料は機械警備の機械、窓が開いた際に感知するマグネットセンサー等の設備投資を含めた額となっていますので、施設面積の違いにより変わってきます。」という答弁がありました。

次に「各種施設の警備業務の債務負担行為による委託期間を8年間とした理由について伺う。」という質疑に対して、「従前は5年間で契約をしていましたが、マグネットセンサー等の機器が安全に使用できる最長の耐用年数を業者から見積もったところ、8年間と報告があったため、8年契約に移行したものです。これにより、落札率等もありますので、一律に経費削減額は申し上げられませんが、相当の経費削減を図ろうとするものです。」という答弁がありました。

次に「債務負担行為補正のうち、小中学校用務業務について、内容の詳細を伺う。」という質疑に対して、「正職員が退職した後の学校へ配置を予定しています。人数は7名を予定しています。業務時間は基本として午前7時30分から午後4時30分までの8時間勤務で、年間240日間委託しようとするものです。主な業務内容につきましては、日常清掃業務、給食配膳の手伝い、環境美化としての花壇の水やり、郵便物等の整理整頓です。」という答弁がありました。

次に、反対討論が次のとおりありました。

「議案第11号、平成21年度八街市一般会計補正予算中、当委員会付託分について反対いたします。反対する理由の1点目に、年末を前にして失業率は過去最高を記録し、市民の暮らしは深刻であり、市民の暮らしを守る対策として、雇用創出、中小企業の仕事づくり、仕事確保のための全庁挙げての取り組みが本当に必要になってはいますが、積極的な施策、きめ細やかな取り組み、こういったものが今回の補正予算には計上されていません。2点目に

今議会の初日に職員の給与、期末勤勉手当を削減する条例が可決されましたが、これが補正予算に計上されたことです。八街市職員の給与月額、県内類似団体と比較しても1万6千円下回っています。これをさらに引き下げれば、生活に大きな影響を与えます。3点目に、就学援助費に思い切った予算措置がなかったことです。経済悪化のもとで、子どもの貧困率が14.7パーセントとなっています。こういった中で、八街市の児童・生徒のうち、約1千人はそういった対象ではないかと推測されますが、平成21年度の八街市の就学援助は430名、受給率は6パーセントと全国平均の半分以下です。八街市の取り組みが遅れていると言わざるをえません。文部科学省の調査で、義務教育費の保護者負担は、小学校が年間9万7千円、中学校が年間16万9千700円という調査結果が出ています。この中で一番負担割合が多いのが学校給食費とされています。八街市の給食費の未納児童生徒数を19年度と20年度を比較しますと1.2倍に膨れあがっています。こういった数字からも就学援助制度の一層の充実が求められています。以上の理由から反対いたします。」

次に、賛成討論が次のとおりありました。

「本補正予算には、厳しい財政状況の中ではありますが、福祉施策として、新型インフルエンザワクチン接種費助成事業、また、教育施策として、交進小学校校舎改築事業及び八街中学校グラウンド整備事業などの有効な施策の事業費が計上されています。今後の期待も含め、議案第11号、平成21年度八街市一般会計補正予算中、当委員会付託分について賛成いたします。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第12号は、平成21年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてです。

審査の過程において、委員から「歳出保険給付費について、今回の補正予算で約2億円の増額が計上され、補正後の額が約46億円となった。しかし、前年度決算においては、保険給付費は約48億円かかっている。この程度の補正予算で今年度は賄うことができると考えているのか伺う。」という質疑に対して、「現在のところ、今年度末の決算見込みとして、約4億円ほど足りないと推計しています。これにつきましては、最終的に3月議会等で補正をお願いしなくてはならないと考えています。現状といたしまして、3月議会までの不足が見込まれる分を今回の補正予算で計上させていただきました。」という答弁がありました。

次に「新型インフルエンザによる医療費への影響について伺う。」という質疑に対して、「9月、10月の療養給付費の状況を見ますと、約100万円程度の増額でとどまっていますが、今後は、新型インフルエンザワクチン接種等による効果も出てくるであろうと考えています。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第13号は、平成21年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算についてです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第14号は、平成21年度八街市介護保険特別会計補正予算についてです。

審査の過程において、委員から「歳出保険給付費について、介護認定者、受給者の増によ

り、増額補正を計上しているが、年度当初に比べ、どの程度増えているのか伺う。」という質疑に対して、「介護認定者数につきましては、平成20年度末で1千824人でした。平成21年9月末現在で1千848人と増加しています。受給者数につきましては、認定者数に平行しまして、受給者数も伸びています。」という答弁がありました。

次に「特定入所者介護サービス等費についても増額となっているが、現在の入所者数を伺う。」という質疑に対して、「約330名です。特定入所者介護サービス等費につきましては、施設入所者、短期入所等によって、施設サービスを受ける低所得の方々の食費、居住費に対する負担限度額を設定しまして、それを超える分に関して支給するというものですが、これについても前年度と比較して伸びています。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

次に、議案第15号は、平成21年度八街市学校給食センター事業特別会計補正予算についてです。

審査の過程において、委員から「1款1項1目一般管理費のうち、給食費収納管理用データ入力業務について、詳細を伺う。」という質疑に対して、「9月補正を可決いただいたことによりまして、給食費収納管理システムの契約を取り交わすことができましたので、それに伴いまして、小中学校及び新入児童を含めた7千人分のデータをパンチ入力していただくための委託料です。委託先については、給食費収納管理システムの契約先であります『ちばぎんコンピュータサービス株式会社』と契約することになるかと思えます。パンチ入力の作業につきましては、給食センター内でしていただくことになると思えます。」という答弁がありました。

次に「1款1項1目一般管理費のうち、第一調理場施設改修工事について、詳細を伺う。」という質疑に対して、「10月14日の落雷によりまして、電話交換機のCPUが故障しまして、これを修理しようとするものです。」という答弁がありました。

次に「債務負担行為補正のうち、学校給食配送業務について委託先を伺う。」という質疑に対して、「伊藤運送です。来年度で8年目になりますが、契約先を替えますと、車両を替えなくてはならず、その費用が、1台につき約800万円かかります。これが6台ありますので、現在は、伊藤運送と随意契約をしております。しかし、耐用年数を超える等により、車両を替える際には、車両を含めた契約となりますので、一般競争入札になるかと思えます。」という答弁がありました。

次に、反対討論が次のとおりありました。

「事業内容についての反対ではありません。職員の給与、期末勤勉手当の削減が予算計上されたことについて反対するものです。今回の人事院のマイナス勧告は不当なものであると思えます。以上の立場から、議案第15号、平成21年度八街市学校給食センター事業特別会計補正予算について反対いたします。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

以上、文教福祉常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告申

上げました。

何とぞご常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

#### ○議長（北村新司君）

次に、経済建設常任委員長、中田眞司議員。

#### ○中田眞司君

それでは、経済建設常任委員会に付託されました、案件7件につきまして、去る12月14日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。若干審査内容についてご報告申し上げます。

議案第5号は、八街市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定についてです。これは、八街駅北側地区土地区画整理事業により整備された市道内の地下埋設物等を管理する必要が生じたことに伴い、電線共同溝の取り扱いについて新たに規定するとともに、国土交通省の占用料が改正されたことに伴い、従来の占用料を改正するものです。

審査の過程において委員から、「今回の道路占用料改正の主たる理由は、現行の八街市の条例が国の定めた基準に整合していないことを挙げているが、改正をすることにより、前年度まで約2千400万円あった占用料が、改正後は約1千400万円となり、約4割の減収になってしまう。国の定めた基準に合わせなくてはいけないという法的根拠はないと思うがいかがか。」という質疑に対して、「法的な解釈を申し上げますと、道路占用料とは、道路という土地を使用する対価です。したがって、道路占用料を決定するに当たって、まず考慮しなくてはならないことは、近隣の借地代との均衡を図ることです。国におきましては、道路占用料を改正するに当たって、『道路占用料制度に関する調査検討会』を設け、そこで近年の地価の下落を調査し、その結果を道路占用料に反映させています。本市においても、地価が下がっていますので、国と同様の考えに基づき、国の示した基準である道路占用料と整合させることが適当であると判断し、改正しようとするものです。また、改正をしない場合、具体的に申し上げますと、国道409号に立っている電柱と、その隣の市道に立っている電柱とで占用料が異なってきます。同じ市内の同じ電柱なのに、2つの料金体系が発生することは公平ではありませんので、国の示した基準に合わせることを適当であると考えております。」という答弁がありました。

次に、反対討論が次のようでありました。

「全国的な地価の下落を理由にして、国において道路法施行令が一部改正され、道路占用料の見直しがされました。この改正に伴い、八街市の条例を改正するものですが、電柱などを対象にした占用料の単価を大幅に引き下げようとするものです。国と同じにしなければならないという法的根拠はありません。占用料は全額一般財源となり、貴重な財源です。今回の引き下げによる影響額は約1千万円にもなります。財政危機と言いながら、一般財源の確保に取り組まないのでしょうか。今、国民に対して、さまざまな社会保障の切り捨て、負担

増が行われています。市民生活を考えれば、占用料を財源として活かすべきです。東電やN T Tなど大企業に対し、公有財産である道路の占用料をさらに引き下げ、格安で提供することは到底認められません。以上の立場から、議案第5号八街市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について反対いたします。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第6号は、八街市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、自転車駐車場の適正な利用に当たって、支障のある自転車等の移動及び保管について新たに規定するのが主な改正です。

審査の過程において委員から、「第11条中に『駐車場の適正な利用に著しい支障が生じていると認められるときは、当該自転車等を適切な場所へ移動することができる』とあるが、どういった事態を想定しているのか伺う。」という質疑に対して、「具体的に申し上げますと、有料登録制自転車駐車場に登録のない自転車等が置いてあった場合、第3庁舎前敷地へ移動しようとするものです。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第7号は、八街市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、放置自転車を移動する際に妨げとなるものについて必要な措置を講ずることができるようにするとともに、その措置により生じた損害については賠償しない旨を新たに規定するものです。

審査の過程において委員から、「第12条第2項に『自転車等の移動に際し、移動の妨げになるものについては、必要な措置を講じることができる』とあるが、移動の妨げとは具体的にどういった事態をいうのか伺う。」という質疑に対して、「具体的に申し上げますと、自転車駐車場のフェンス等と自転車を鍵でつないでいってしまう場合がございます。そういった場合においては、鍵を切って移動しようとするものです。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第10号は、市道における車両損傷事故の和解についてです。

これは、市道215号線の路肩が車両走行中に損壊したことによる事故について、相手方の齋藤和昭氏と和解を成立させたいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものです。

審査の過程において委員から、「損害賠償金は市の加入している保険会社が支払うとなっているが、加入している保険内容について伺う。また、年間保険料は幾ら支払っているのか伺う。」という質疑に対して、「八街市の道路として認定されている道路において、道路管理者に瑕疵があると認められる場合、応分の損害賠償額を支払うという内容のものです。年間保険料は約200万円です。」という答弁がありました。

次に「事故現場付近は見通しもよく、事故を起こすような場所ではない。本人にも相当な

過失があったと思われるが、損害額269万2千580円のうち、市が144万170円を賠償金として支払うこととなった経緯を伺う。」という質疑に対して、「この事故につきましては、当初から、かなりの損害賠償金が請求されると予想されていたことから、あらかじめ本市の加入している保険会社の調査員に間に入っていただき、一緒に現地立ち会いを行いました。その結果を保険会社の契約している弁護士に報告し、意見を求めた結果が今回の損害賠償額となりました。」という答弁がありました。

次に「今後、こういった事故がないように、こういった対策をとっていくのか伺う。」という質疑に対して、「道路河川課では普段からパトロールを実施しており、また、週に2回ほどパッチングを実施しています。しかしながら、道路は構造物ですので、寿命がございまずし、大型車両が増えれば、どうしても損壊してしまいます。今後は道路河川課だけではなく、他課においても道路の損壊を発見した際には、直ちに道路河川課に連絡をいただき、限りある財源の中ではありますが、できるものから早急に対処していきたいと考えております。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第11号は、平成21年度八街市一般会計補正予算中、歳出4款衛生費の内1項5目から6目及び2項、5款農林水産業費、6款商工費、7款土木費、第2表債務負担行為補正の内「焼却施設運転管理業務」、「道路管理用車輛の賃借」、「交進団地家庭雑排水共同処理施設維持管理業務」、「八街駅自由通路施設清掃業務」です。

審査の過程において委員から、「5款1項3目農業振興費のうち、産業まつり事業費について、産業まつり中止に伴う減額補正が計上されているが、その分の予算を使って、新たな農業振興等の施策を考えてはいかがか。」という質疑に対して、「新たな農業振興施策等を立案して、今回の減額補正額を充てるということは現在のところ考えておりません。」という答弁がありました。

次に「7款2項3目道路新設改良費のうち、市道四木28号線道路改良事業費について、工事費等は9月補正予算で確保済みであったが、電柱移転等の補償費350万円が発生したため、その分を上乗せした額4千460万円で新たに事業費を設け、予算計上し、道路整備事業費において4千110万円の減額補正をしているが、電柱移転補償費350万円だけの補正予算としなかった理由について伺う。」という質疑に対して、「今回の事業については、国の地域活性化・経済危機対策交付金が利用できたことから、その交付金がどの事業で使われたのかを、はっきりさせなければならず、独立した事業として新たに立ち上げる必要がありました。以上の理由から予算の組み替えをしたものです。」という答弁がありました。

次に「7款2項3目道路新設改良費のうち、市道115・216号線交差点改良事業費について、この交差点に信号機は設置されるのか伺う。」という質疑に対して、「この交差点の信号機設置につきましては、市の工事にあわせ、設置していただけるよう千葉県公安委員会に要望しておりますが、現在のところ、まだ確認はとれていません。」という答弁がありました。

次に「7款4項2目土地区画整理費のうち、八街駅北側地区土地区画整理事業費について、3千868万8千円の減額補正だが、この事業に、あとの程度の事業費が必要となるのか伺う。」という質疑に対して、「約1億数千万円と推計しています。」という答弁がありました。

次に「債務負担行為補正のうち、焼却施設運転管理業務について、委託料の限度額はどのようになっているのか伺う。」という質疑に対して、「現在、焼却施設運転管理業務については、3年間で3億82万5千円で契約しております。来年度以降の契約については約2億円程度増額となると積算しておりますが、その理由として、来年度から焼却施設の延命化対策として、維持管理業務をしていただくための人員を3名増員することとしています。」という答弁がありました。

次に「債務負担行為のうち、道路管理用車両の賃借について、道路補修及び道路維持工事に使用するための3トンダンプのリースということだが、リースの内容について伺う。」という質疑に対して、「任意保険料と燃料代以外はリース料金の中に含まれています。」という答弁がありました。

次に「債務負担行為のうち、八街駅自由通路施設清掃業務について、業務内容及び委託先従業員の賃金について伺う。」という質疑に対して、「日常業務として365日、通路、階段等の清掃をしていただきます。定期清掃としまして、月1回の洗浄がございます。また、特殊清掃としまして、年1回の浸透性のコーティング、ガラス内外の清掃、天井、側面の清掃をしていただきます。また、委託先従業員の賃金については、見積上では最低賃金以上ということで把握しております。」という答弁がありました。

次に、反対討論が次のようにありました。

「大企業の景気が上向く一方で、多くの中小零細企業は存続の危機に立たされ、雇用・失業は一段と深刻になっています。年末に向けて、農家支援、雇用の創出・中小業者の仕事おこしのために全庁挙げての積極的な施策が求められています。また、中小業者の経営維持・発展のために融資施策を積極的に進めるべきですが、その対策がありません。これでは市民の暮らし・営業を守ることはできません。また、今議会の初日に職員の給与の条例改正で給与や勤勉手当の削減を可決し、補正予算に計上しています。市職員の平均給与月額は県内の類似団体に比べると1万6千円も下回っており、さらに引き下げるとは生活に大きな影響を与えるものであり、認められません。以上の立場から、議案第11号平成21年度八街市一般会計補正予算中、当委員会付託分について反対いたします。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第16号は、平成21年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてです。

審査の過程において委員から、以下のとおり反対討論がありました。

「今回の補正予算については、ほとんどが職員の給与・期末勤勉手当の減額補正です。これは、暮らしを守る観点からも賛成できません。以上の立場から、議案第16号平成21年度八街市下水道事業特別会計補正予算について反対いたします。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第17号は、平成21年度八街市水道事業会計補正予算についてです。

審査の過程において委員から、「収益的支出のうち、1款1項7目その他営業費用について、消火栓維持管理費が増額となっている理由を伺う。」という質疑に対して、「消火栓の修理箇所数が当初の見込みより増えたことによるものです。」という答弁がありました。

次に、反対討論が次のようがありました。

「職員の給与・期末勤勉手当の減額が補正予算に計上されていることには賛成できません。以上の立場から、議案第17号、平成21年度八街市水道事業会計補正予算について反対いたします。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

以上、経済建設常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。

何とぞ当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いをいたしまして、委員長報告を終わります。

**○議長（北村新司君）**

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

これから、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。委員長報告に対する質疑の範囲は、委員会の審査過程及び結果に対する質疑に限られ、議案の審議に戻るような質疑はできませんので、ご了承願います。

最初に、総務常任委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（北村新司君）**

質疑なしと認めます。

次に、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（北村新司君）**

質疑なしと認めます。

次に、経済建設常任委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（北村新司君）**

議案第2号から議案第17号の討論通告受付のため、しばらく休憩しますので、休憩時間中に通告するようお願いします。

しばらく休憩します。

（休憩 午前11時21分）

（再開 午前11時40分）

**○議長（北村新司君）**

再開します。

これから、討論を行います。

議案第5号、第16号、第17号に対し、京増藤江議員から。議案第11号、第15号に対し、丸山わき子議員から。議案第11号に対し、山口孝弘議員から。議案第11号に対し、林修三議員から討論の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、京増藤江議員の議案第5号に対する反対討論を許します。

#### ○京増藤江君

それでは、私は、議案第5号、八街市道路占有料の一部を改正する条例の制定についての反対討論をいたします。

全国的な地価の下落を理由にして、国において道路法施行令が一部改正され、道路占用料の見直しがされました。この改正に伴って八街市の条例を改正するというものですが、電柱などを対象にした占用料の単価を大幅に引き下げようとするものです。国と同じにしなければならぬという法的根拠はありません。占用料は全額一般財源となり、貴重な財源になります。

今回の引き下げによる影響額は約1千万円にもなります。財政危機と言いながら、なぜ、一般財源の確保に取り組まないのでしょうか。

今、国民に対して、さまざまな分野で、福祉、社会保障の切り捨て、負担増が行われています。市民生活を考えれば、占用料を財源として活かすべきです。東電やNTTなど大手の企業に対し、公有財産である道路の占用料をさらに引き下げて、格安で提供することは到底認められません。企業に対しては、応分の負担を求めるべきです。

この立場から反対いたします。以上です。

#### ○議長（北村新司君）

次に、丸山わき子議員の議案第11号に対する反対討論を許します。

#### ○丸山わき子君

それでは、私は、議案第11号、一般会計補正予算に対する反対討論を行うものであります。

この補正では、国の補助金による新型インフルエンザ予防接種の助成、あるいは公園への遊具の充実、また、交進小への施設整備充実など、大変評価できる点もあるわけですが、年末を前にして、市民の暮らしと営業はかつてなく深刻になっております。失業率が過去最高を記録し、市民の暮らしを守る対策や雇用の創出、中小企業の仕事の仕事づくりや仕事の確保、また野菜の暴落への対策など、全庁挙げての取り組みが必要です。今年度、ワンストップサービス、あるいは雇用への取り組みがされているわけですが、年を越せないという市民の不安の声に積極的な施策、きめ細かな取り組みを求めるものであります。

2点目に、今議会の初日には、職員の給与の条例改正で給与0.8パーセント削減、勤勉手当の削減を可決し、人件費削減を計上しています。夏季・冬季の削減額は総額6千900万円にもなっています。市職員の平均給与月額、県内の類似団体と比べると1万6千円も

下回っており、さらに引き下げるとは、市職員の生活に大きな影響を与えるものであり、地域経済への影響は大きく、到底認めるわけにはいきません。

3点目に経済悪化のもとでの子どもの問題です。

子どもの貧困率は14.7パーセント、7人に1人が貧困となっています。八街市の児童・生徒の約1千人が、その対象となります。

就学援助対象者は、平成20年度で427名、今年度はこの補正予算で若干の増額がされ、平成21年11月1日現在で259名となっていますが、受給率は6パーセントです。全国の受給率から見れば、約半分という状況であり、いかに八街市の取り組みが遅れているかがわかります。

また、義務教育費の保護者負担は、文科省の調査で1年間に小学校9万7千円、中学校16万9千700円、負担割合が一番多いのは、どちらも給食費となっています。八街市の給食費未納児童・生徒数は、19年度と20年度決算の比較を見ますと、1.2倍に増えています。

こうした数字から就学援助制度の一層の充実が待たれています。子育て支援の充実に思い切った予算措置が必要です。

以上の立場から反対するものであります。

#### ○議長（北村新司君）

次に、山口孝弘議員の議案第11号に対する賛成討論を許します。

#### ○山口孝弘君

私は、議案第11号、平成21年度八街市一般会計補正予算に賛成の立場から討論いたします。

今回の一般会計補正予算では、4款衛生費において、非課税世帯及び生活保護者に対して接種費用を助成し、感染の重症化及び感染拡大を防ぐために、新型インフルエンザワクチン接種費助成事業、9款教育費において、グラウンドの排水能力向上を目的にグラウンド・コート舗装及び側溝、集水柵の設置を実施する八街中学校グラウンド整備事業、また、各教室へのエアコンの設置及び普通教室の4教室を新たに改築しようとする交進小学校校舎改築事業など、こういった手厚い施策が随所に見られ、市民の要求に応え、効果的に実施されるものと判断されます。

以上の理由から議案第11号、平成21年度八街市一般会計補正予算に賛成いたします。

#### ○議長（北村新司君）

次に、林修三議員の議案第11号に対する賛成討論を許します。

#### ○林 修三君

それでは、私は、平成21年度八街市一般会計補正予算に賛成する立場から討論いたします。

厳しい財政状況の中でありながら、安心して安全な市民生活のためにということで、今回の補正案にも少々そのことが盛り込まれています。

私は、特にその中で、9款教育費の中で申し上げたいと思いますが、子どもたちの教育環境、整備のために少々整備が行われていることが、この中から伺われます。例えば、これまで雨が降った後、その排水状況があまりよくなかった八街中グラウンド整備に対し、昨年の工事に引き続き、1千137万6千円を計上し、残された部分の排水工事を行うものであり、これによって、雨の後の心配もなく、グラウンドが使えるようにしようとするものであります。これが実現されれば、生徒たちは安心して部活動等に頑張っていけることとなります。

また、昨今、理科が嫌いだという子どもたちが増えている傾向にある中で、小学校理科教育振興用備品128万7千円、中学校理科教育振興用備品78万3千円を補正し、理科教育の充実を図ろうとしています。理科は実験が勝負ということを考えれば、大変喜ばしいことでもあります。

また、交進小学校校舎改築事業費として、930万円を計上し、各教室にエアコンを設置するなど、子どもたちの快適な学校生活、学習生活ができるようにと努力されています。

これらの点を考えましても、私は今回の平成21年度八街市一般会計補正予算に賛成するものでございます。

#### ○議長（北村新司君）

次に、丸山わき子議員の議案第15号に対する反対討論を許します。

#### ○丸山わき子君

それでは、私は、議案第15号、八街市学校給食センター事業特別会計補正予算について反対するものであります。

今年人事院からは夏の一時金カットという異例の臨時勧告が行われ、さらに冬季もマイナス勧告を行いました。内需拡大による景気回復のために政府は補正予算を提出しました。しかし、その一方で内需を冷やす一時金削減を行うことは、極めて矛盾したものであり、景気回復に逆行する勧告であります。

公務員の給与は地域での標準性を持ち、社会的な所得決定基準ともなっています。格差が出たからと機械的に引き下げることは、公務員の労働基本権制約の代償機関としての人事院の役割を放棄するものであり、景気回復への努力に逆行し、地域経済をさらに冷え込ませるばかりでございます。

以上の立場から人件費の削減に反対し、この補正予算に反対するものであります。

#### ○議長（北村新司君）

次に、京増藤江議員の議案第16号、議案第17号に対する反対討論を許します。

#### ○京増藤江君

それでは、まず、議案第16号、平成21年度下水道事業特別会計補正予算に対して反対討論をいたします。

補正の主なものは人件費の削減です。今回のマイナス勧告は18年度に給料表の見直し、19年度には管理職手当20パーセントカットをはじめ、地域手当、期末勤勉手当6千800万円を削減しました。21年度には、管理職手当の上限規定を定率制から定額制にするな

ど、毎年削減を押し付けてきた上に、さらなる大幅な削減となっています。公務員の一時金の削減は民間中小企業の賃金や国民所得を抑え込むことは明らかなです。

こうした一時金の削減の予算計上に反対いたします。

次に、議案第17号、平成21年度八街市水道事業会計補正予算に対する反対討論をいたします。

議案第11号、第15号、第16号と同じくマイナス勧告による人件費削減に反対するものです。

夏の一時金カットという異例の臨時勧告が行われ、さらに冬季もマイナス勧告により大幅な削減額となっています。公務員の一時金の削減による地域経済への影響は多大なものがあります。一時金の削減は到底認められません。

人件費削減の予算計上に反対いたします。以上です。

**○議長（北村新司君）**

ほかに討論の通告はありません。

これで、討論を終了します。

これから、採決を行います。

採決は分割して行います。

最初に、議案第2号、八街市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

**○議長（北村新司君）**

起立全員です。議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号、八街市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

**○議長（北村新司君）**

起立全員です。議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、八街市職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員です。議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に議案第5号、八街市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

**○議長（北村新司君）**

起立多数です。議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、八街市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

**○議長（北村新司君）**

起立全員です。議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、八街市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

**○議長（北村新司君）**

起立全員です。議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、小中学校地デジ対応デジタルテレビ購入についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

**○議長（北村新司君）**

起立全員です。議案第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号、小中学校公務用パーソナルコンピュータ購入についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

**○議長（北村新司君）**

起立全員です。議案第9号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、市道における車両損傷自己の和解についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

**○議長（北村新司君）**

起立全員です。議案第10号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号、平成21年度八街市一般会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

**○議長（北村新司君）**

起立多数です。議案第11号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号、平成21年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

**○議長（北村新司君）**

起立全員です。議案第12号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号、平成21年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

**○議長（北村新司君）**

起立全員です。議案第13号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号、平成21年度八街市介護保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

**○議長（北村新司君）**

起立全員です。議案第14号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号、平成21年度八街市学校給食センター事業特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

**○議長（北村新司君）**

起立多数です。議案第15号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号、平成21年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（北村新司君）

起立多数です。議案第16号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号、平成21年度八街市水道事業会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（北村新司君）

起立多数です。議案第17号は、原案のとおり可決されました。

会議中ではありますが、ここで昼食のため、しばらく休憩いたします。

午後は、1時10分から再開いたします。

(休憩 午後12時02分)

(再開 午後 1時10分)

○議長（北村新司君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいま、長谷川市長から議案第19号が提出されました。

お諮りします。この際、これを日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題としたいと思えます。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（北村新司君）

ご異議なしと認めます。

議案第19号を日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1、議案の上程を行います。

議案第19号の提案理由の説明を求めます。

○市長（長谷川健一君）

本日追加提案いたしました案件は、平成21年度八街市一般会計補正予算についてでございます。

本議会におきまして、平成21年度八街市一般会計補正予算第4号を提案し、先ほど原案のとおり可決する旨の議決をいただいたところでございますが、今回の補正予算は、八街市選挙区の県議会議員の辞職による補欠選挙の執行経費等について、補正予算第5号として追加提案させていただくものでございます。

それでは、議案第19号、平成21年度八街市一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

この補正予算は、既定の予算に3千210万6千円を増額し、歳入歳出予算の総額を179億9千550万2千円とするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金の中学校ICT環境整備事業費補助金244万6千円、県支出金の県議会議員補欠選挙執行委託金2千8万3千円、財政調整基金繰入金1千202万3千円を増額し、国庫支出金の小学校ICT環境整備事業費補助金244万6千円を減額するものでございます。

歳出につきましては、県議会議員補欠選挙費2千8万3千円、ボイラー交換等工事のため老人福祉センター管理運営費490万円、八街北中学校教育用コンピューター更新のため中学校ICT環境整備事業費830万円、実住小学校屋内運動場耐震補強事業費712万3千円を増額し、小学校ICT環境整備事業費の執行残489万2千円、校務用コンピュータ及びデジタルテレビ購入のための中学校ICT環境整備事業費の執行残340万8千円を減額するものでございます。

また、市道115・216号線交差点改良事業及び実住小学校屋内運動場耐震補強事業について繰越明許費の追加をするものでございます。

よろしくご審議の上、可決くださるようお願いを申し上げます。

**○議長（北村新司君）**

お諮りします。ただいま議題となっております議案第19号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（北村新司君）**

ご異議なしと認めます。

議案第19号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第19号に対しての質疑を行います。

質疑はありませんか。

**○右山正美君**

ちょっと1点だけお伺いいたします。

学校建設費の中で、実住小の屋内運動場ということで、耐震をどうしても進めなければならないということになったわけで、712万3千円ということで補正が組まれました。補正を組んだのはいいんですけども、実施がやはり22年度ということになりますと、これはもう今日当たり伊東市で震度5の地震が来ておりますし、いつ、地震が来るかわからないという状況のもとでは、やはり補正を組んで、できるだけ早く、私は執行してほしいと思うんですけども、その辺についてはどうでしょうか。

**○教育次長（尾高幸子君）**

ただいま、この補正で計上をお願いしたところのものは、今回、実施設計を組む委託料でございます。この実施設計を行わないと、次の計画ができないということで、この実施設計業務を行うことによって、この設計をもとに、判定委員会に必要性を諮り、これを受けて3月にこの工事についての補正予算の上程を考えているところでございます。

#### ○右山正美君

補正の中でも財政調整基金に1千万円ほどの繰り入れでやはりやっている。やはり執行残がいろいろあって、それはいろいろ段取りもあろうかとは思いますが、財政的に財政調整基金に入れる部分というのものもあるわけですから、私は緊急性を考えていけば、3月議会の中で補正を組むというの、それはそうかもしれませんが、緊急性を考えた場合に、私はすぐにも取りかかれるような、もっとスピードを上げて、やはり耐震化の問題には積極的に対応していく必要があるんじゃないかと、このように思いますがいかがですか。

#### ○教育次長（尾高幸子君）

先ほど説明させていただいたところですが、この実施設計業務を行った上で、また別機関の判定委員会、こちらの方の判定を諮って、工事費等々、どういうふうな工事をしたらいいか、そういう設計を組まない、いきなり組んだところで、それが実際じゃあ耐震に耐えられるのかという、そういう細かいことの中の判定を受けるための前座の設計委託でありますので、ご理解願いたいと思います。

それを受けまして、工事費を算定しながら3月議会で上程していくと、このような流れでございましてご理解ください。

#### ○右山正美君

それも理解できますけれども、でも、緊急性からすれば本当に学校というのは避難場所であり、やはりそういうものを考えれば、本当にもっともっとスピードを進めていく必要があるだろうと、私はこのように思っていますので、そういう点ではできるだけ早急な対応を求めたいと思います。以上です。

#### ○議長（北村新司君）

ほかに質疑はありませんか。

#### ○桜田秀雄君

県議会の補欠選挙についてお尋ねをいたします。

6日の夕方、県議会の方から私の方に電話がありまして、実は今代理の方が県議会にお見えになったと。石井県議の辞職願ということで、一応、一身上の都合と書かれておるので内容がわからないと。どういうことなんだという話があったんですけど、僕も本当に青天のへきれきでびっくりしたんですが、県議会の方でも議長が大変申し訳ないと思っていると。あるまじき行為で県民に負託された人が、酒を飲んで運転するなんて考えられないと。また、自民党県連の田久保幹事長も自民党の議員が飲酒運転をしたということは、大変遺憾である。内容については一身上の都合と書かれているので、私もわからないと。こういう話でございましたけれども、結果的に今度の選挙、予算額2千万円相当は県から出るので、財政支

出はないわけでございますけれども、結局、八街市としても選管の皆さんを中心にいたしまして、もう正月を返上して、この選挙に取り組まなきゃいけないと、こういう状況だと思うんですね。

私は、大東区に住んでおりまして、毎年、夏まつりがありますと、市長さんと石井県議が最後に来て本当に会場を盛り上げてくれて、大変ありがたいんですけども、大東区の中でも、これでは今度の補欠選挙、もう自民党から候補者は出せないと、こういう話もあるんですけども、市長は長年、石井県議と政治行動をともにされてきましたけれども、この件についてどのようなご見解をお持ちか、お尋ねをしたい、このように思います。

**○市長（長谷川健一君）**

このことについては、私もある場所においては、いろんなことを考えておりますけれども、私は議会で言うべきことじゃないと思いますので、答弁は控えさせていただきます。

**○議長（北村新司君）**

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（北村新司君）**

これで、質疑を終了します。

議案第19号の討論通告受付のため、しばらく休憩しますので、休憩時間中に通告するようお願いいたします。

（休憩 午後 1時21分）

（再開 午後 1時22分）

**○議長（北村新司君）**

再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

討論の通告はありません。

これで、討論を終了します。

これから、採決を行います。

議案第19号、平成21年度八街市一般会計補正予算についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

**○議長（北村新司君）**

起立全員です。議案第19号は、原案のとおり可決されました。

議事都合により、しばらく休憩します。

本会議再開時刻につきましては、事務局よりご連絡します。

議会運営委員会を開催しますので、関係する委員は第2会議室にお集まりください。

（休憩 午後 1時23分）

（再開 午後 2時00分）

**○議長（北村新司君）**

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

会議に入る前に報告します。

最初に、山本義一議員より八街市議会議員の辞職願が提出されました。

次に、山本義一議員より、佐倉市八街市酒々井町消防組合議会議員の辞職願が提出されました。

次に、山本義一議員より議会運営委員会委員の辞任願が提出され、これを許可しました。

次に、会派誠和会の代表者変更がありました。新代表者は、山本邦男議員です。

以上で報告を終わります。

お諮りします。この際、山本義一議員の議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（北村新司君）**

ご異議なしと認めます。

山本義一議員の議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第2とし、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第2、山本義一議員の議員辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、山本義一議員の退席を求めます。

(山本義一議員退席)

**○議長（北村新司君）**

山本義一議員の議員辞職願を事務局長に朗読させます。

**○事務局長（今井誠治君）**

朗読いたします。

辞職願。

私事、このたび一身上の都合により、八街市議会議員の職を平成21年12月19日付で辞任いたしたいので、許可されますようお願い出ます。

平成21年12月18日。

八街市議会議員、山本義一。

八街市議会議長、北村新司様。

**○議長（北村新司君）**

お諮りします。山本義一議員の議員辞職を申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（北村新司君）**

ご異議なしと認めます。

山本義一議員の議員辞職を許可することに決定しました。

山本義一議員の着席を許します。

(山本義一議員着席)

**○議長（北村新司君）**

次に、佐倉市八街市酒々井町消防組合議会議員が1名欠員となっています。

お諮りします。この際、佐倉市八街市酒々井町消防組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第3とし、直ちに議題とすることにしたいと思いをます。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（北村新司君）**

ご異議なしと認めます。

佐倉市八街市酒々井町消防組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第3とし、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第3、佐倉市八街市酒々井町消防組合議会議員の選挙を議題とします。

以下、組合議員の選挙と略称します。

これより、組合議員の選挙を行います。

規約により、当市の議会議員の中から選挙する組合議員は1名です。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いをます。

ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（北村新司君）**

ご異議なしと認めます。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選と決定しました。

お諮りします。指名の方法は議長が指名することにしたいと思いをます。

ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（北村新司君）**

ご異議なしと認めます。

指名の方法は、議長が指名することに決定しました。

組合議員に、山本邦男議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した山本邦男議員を組合議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（北村新司君）**

ご異議なしと認めます。

ただいま指名しました、山本邦男議員が組合議員に当選されました。

ただいま組合議員に当選されました、山本邦男議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、組合議員の選挙の当選人と告知します。

次に、議会運営委員会委員が1名欠員となっています。

お諮りします。この際、議会運営委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第4とし、直ちに議題とすることにしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○議長（北村新司君）

ご異議なしと認めます。

議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第4とし、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第4、議会運営委員会委員の選任を議題とします。

議会運営委員会委員が1名欠員となっています。

お諮りします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議長から指名します。

議会運営委員会委員に、中田眞司議員を指名したいと思えます。

ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○議長（北村新司君）

ご異議なしと認めます。

ただいま指名したとおり、中田眞司議員を選任することに決定しました。

本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

平成21年12月第6回八街市議会定例会を閉会します。

この定例会は、終始熱心な審議を経て、すべての案件を議了し、ただいま閉会になりました。

執行部は、各議員から出されました意見を十分尊重し、市政を執行されるよう強く要望いたしまして、閉会のごあいさつといたします。

この後、議会運営委員会委員を開催しますので、関係する委員は第2会議室にお集まりください。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後 2時05分)

○本日の会議に付した事件

1. 発議案の上程  
発議案第14号  
提案理由の説明  
委員会付託省略、質疑、討論、採決
2. 請願の上程  
請願第21-2号  
紹介議員の説明  
委員会付託省略、発言、討論、採決
3. 議案第2号から議案第17号  
委員会報告、質疑、討論、採決
4. 議案の上程
5. 山本義一議員の議員辞職の件
6. 佐倉市八街市酒々井町消防組合議会議員の選挙
7. 議会運営委員会委員の選任

.....

発議案第14号 無料低額宿泊所に対する法的整備を求める意見書の提出について

請願第21-2号 無料低額宿泊所に対する市独自のガイドライン策定を求める請願

議案第2号 八街市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第3号 八街市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 八街市職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 八街市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 八街市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 八街市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 小中学校地デジ対応デジタルテレビ購入契約の締結について

議案第9号 小中学校校務用パーソナルコンピュータ購入契約の締結について

議案第10号 市道における車両損傷事故の和解について

議案第11号 平成21年度八街市一般会計補正予算について

議案第12号 平成21年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について

議案第13号 平成21年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第14号 平成21年度八街市介護保険特別会計補正予算について

議案第15号 平成21年度八街市学校給食センター事業特別会計補正予算について

議案第16号 平成21年度八街市下水道事業特別会計補正予算について

議案第17号 平成21年度八街市水道事業会計補正予算について

議案第19号 平成21年度八街市一般会計補正予算について

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成 年 月 日

八街市議会議長 北 村 新 司

八街市議会議員 古 場 正 春

八街市議会議員 中 田 眞 司